

別表 1（第 1 条関係）

区 名	町 丁 目
城東区	鳴野東 3 丁目、天王田
東成区	大今里西 3 丁目、玉津 3 丁目、 東小橋 3 丁目(15～20 番(岩崎橋今里線(千日前通)以南))
生野区	生野西 1～4 丁目、生野東 1～4 丁目、勝山北 3～5 丁目、 勝山南 1～4 丁目、舍利寺 1～3 丁目、鶴橋 1～5 丁目、中川西 1～3 丁目 林寺 1 丁目、林寺 2 丁目(1～16 番、17 番の一部、18 番(生野線以北))、 林寺 3 丁目、林寺 5 丁目、桃谷 2 丁目（5 番の一部（生玉片江線以北））、 桃谷 3～5 丁目
天王寺区	下味原町、東上町
阿倍野区	阿倍野筋 4 丁目(18～24 番)、阿倍野筋 5 丁目(10～13 番)、 阿倍野元町(1～2 番(木津川平野線(松虫通)以北))、 共立通 1～2 丁目、 天王寺町北 1 丁目(1～5 番、6 番の一部、7～10 番(天王寺吾彦線以東))、 天王寺町北 2～3 丁目、天王寺町南 1 丁目（1 番）、 天王寺町南 2 丁目（1 番、2 番、5 番、6 番）、天王寺町南 3 丁目（1 番）、 松虫通 1 丁目(1～12 番(木津川平野線(松虫通)以北))、松虫通 2 丁目、 松虫通 3 丁目(1～4 番、8 番(木津川平野線(松虫通)以北))、 丸山通 1～2 丁目
西成区	岸里 1 丁目、聖天下 1～2 丁目、天下茶屋 1～3 丁目、 天下茶屋東 1～2 丁目、花園南 1～2 丁目、

別表 2（第 1 条関係）

	所 在 地	住 宅 名	戸 数
1	生野区生野東 4 丁目 1 番	生野東住宅 11 号館	49 戸
2	生野区生野東 4 丁目 1 番	生野東住宅 12 号館	76 戸
3	生野区生野東 4 丁目 1 番	生野東住宅 13 号館	80 戸
4	生野区勝山南 3 丁目 11 番	勝山南住宅 1 号館	50 戸
5	生野区生野東 1 丁目 1 番	生野東住宅 3 号館	35 戸

別表 3（様式及び添付書類一覧）

様式			備考
制度利用申請書（様式 1）			
制度利用申請書		様式 1	
事前協議書 ※ 1		様式 1 - 2	
基本計画図（平面図、立面図程度） ※ 1			
委任状（代理人）		様式 1 - 3	代理人が手続きをする場合
建替等事業者一覧		様式 1 - 4	申請者が複数の場合
委任状（代表申請者）		様式 1 - 5	
計画敷地の土地所有者一覧		様式 1 - 6	土地所有者が制度利用申請者の場合
計画敷地の権利者の全てであることの証明 ※ 1			固定資産税評価証明書等
計画敷地内の建物所有者一覧		様式 1 - 7	
計画敷地内の建物の権利者の全てであることの証明 ※ 1			固定資産税評価証明書等
除却建物の位置図及び現況写真 ※ 1			
従前居住者等一覧表		様式 1 - 8	
入居希望届		様式 1 - 9	再開発住宅入居希望者全員
住民票の写し			再開発住宅入居希望者全員
立ち退き合意書		様式 1 - 10	
直近の賃貸借契約書の写し（建替前の賃貸住宅）			賃貸住宅の場合
誓約書		様式 1 - 11	仮移転用・本移転用
建替補助金交付要綱、防災空地補助金交付要綱、広場整備事業除却補助金交付要綱、若しくは主要生活道路補助金交付要綱に規定する事業計画承認通知書、除却補助金交付要綱、耐震診断・改修補助事業要綱に規定する交付決定通知書、建築基準法第 43 条第 1 項ただし書許可通知書若しくは同法第 86 条第 2 項認定通知書			
その他申請に必要と認める書類			
（※ 1）建替補助金交付要綱、防災空地補助金交付要綱、広場整備事業除却補助金交付要綱、若しくは主要生活道路補助金交付要綱に規定する事業計画承認通知書、除却補助金交付要綱に規定する交付決定通知書を受けた場合は不要			
制度利用決定通知書（様式 2）			
制度利用不決定通知書（様式 3）			

制度利用申請取下書（様式 4）			
	制度利用申請取下書	様式 4	
	その他必要と認める書類		
制度利用取下承認通知書（様式 5）			
建替等事業着手届（様式 6）			
	建替等事業着手届	様式 6	
	除却整地工事請負契約書、建設工事請負契約書等の写し		
	その他必要と認める書類		
制度利用変更等承認申請書（様式 7）			
	制度利用変更等承認申請書	様式 7	
	変更内容を説明する資料		
	その他必要と認める書類		
制度利用変更等承認通知書（様式 8）			
制度利用変更不承認通知書（様式 9）			
制度利用決定取消通知書（様式 10）			
建替等事業完了報告書（様式 11）			
	建替等事業完了報告書	様式 11	
	竣工図面 ※ 2		
	検査済証の写し ※ 2		
	完成写真 ※ 2		
	その他必要と認める書類		
（※ 2）建替補助金交付要綱、除却補助金交付要綱、防災空地補助金交付要綱、大阪市耐震診断・改修補助事業要綱、若しくは主要生活道路補助金交付要綱に規定する補助金の額の確定通知書を受けた場合は不要			
建替等事業完了確認通知書（様式 12）			
事情変更による制度利用決定取消・変更通知書（様式 13）			
家賃差額請求書（様式 14）			

（※）原本の写しの提出を可とする。ただし、当該書類に疑義が生じた場合はその原本の提示を求めることがある。なお、写しと表記があるものについては、写しのみとする。